

平成 28 年度 滝上町健全化判断比率等の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により地方公共団体の長は、平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標をいう。)とその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ住民に公表することとしています。

また、算定された健全化判断比率が、「早期健全化基準」や「財政再生基準」以上となった場合には、それぞれ「財政健全化計画」や「財政再生計画」を策定する義務が生じることとなります。

■早期健全化基準と財政再生基準 (％)

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

■連結実質赤字比率等

「一般会計」の実質収支額が負の値となった場合に、当該額が「実質赤字額」(正の値)となり、当該実質赤字額の「標準財政規模」(臨時財政対策債含む)に対する割合(比率)が「実質赤字比率(％)」となります。

また、一般会計や公営企業会計を含む全ての会計の実質収支額等を合算した結果が負の値となった場合に、当該額が「連結実質赤字額」(正の値)となり、当該連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する割合(比率)が「連結実質赤字比率(％)」となります。

■実質公債費比率

〈算式〉

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$$

A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D: 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E: 標準的な規模の収入の額(「標準財政規模」)

■将来負担比率

一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高や退職手当負担見込額、土地開発公社や第三セクター等に対する負担見込額等(これらを将来負担額という。)から、当該団体が設置する基金など地方債の償還などに充てることができる財源(充当可能財源)を控除した「実質的な将来負担額」の「標準財政規模」※1に対する割合(比率)が「将来負担比率(%)」となります。

※1 「標準財政規模」から地方債の元利償還金等に係る経費として普通交付税の基準財政需要額に算入される額を控除した額が、将来負担比率の分母となります。

■資金不足比率

公営企業における事業規模に対する資金不足額の比率です。

滝上町健全化判断比率の状況(平成 28 年度)

(単位:%)

| 地方公共団体 コード | 都道府県名 | 市区町村名 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------------|-------|-------|--------|----------|---------|--------|
| 015601 | 北海道 | 滝上町 | - | - | 4.9 | - |

団体区分 町村

(単位:%)

| 標準財政規模 (千円) | うち臨時財政対策債 発行可能額 | 早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.0 | 350.0 |
|----------------|--------------------|---------|--------|-------|-------|-------|
| | 2,837,810 | 100,805 | 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 |

滝上町資金不足比率の状況(平成 28 年度)

本町の公営企業における資金不足額は発生していませんので、資金不足比率は該当ありません。

- ・国民健康保険病院事業会計
- ・水道特別会計
- ・下水道特別会計